3　この政令は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二五年法律第五三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年三月三一日）から施行することとした。

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第三五四号）（消費者庁）

1　移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二四年法律第九〇号）の施行に伴い、公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の法律にこの法律を追加することとした。

2　この政令は、平成二六年一月一日から施行することとした。

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第三五五号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を麻薬に指定することとした。（本則関係）

㈠　二―エチルアミノ―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類

㈡　三―［（一R・二R）―三―（ジメチルアミノ）―一―エチル―二―メチルプロピル］フェノール（別名タペンタドール）及びその塩類

㈢　［一―（五―フルオロペンチル）―一H―インドール―三―イル］（二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル）メタノン及びその塩類

2　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

◇自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三五六号）（防衛省）

1　防衛医科大学校の保健師及び看護師を養成する課程の新設に伴い、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生に関する規定について所要の改正を行うこととした。（第一条関係）

2　防衛医科大学校の保健師及び看護師を養成する課程の新設に伴い、防衛医科大学校の学生から保健師及び看護師である技官となるべき者を除くこととした。（第二条～第四条関係）

3　この政令は、自衛隊法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二六年四月一日）から施行することとした。

◇所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書（条約第一一号）（外務省）

この議定書は、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することを目的として、日本国とベルギー王国との間の現行の租税条約の情報交換に係る規定を国際標準に沿った内容に改めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　現行条約第二六条を改め、両締約国の権限のある当局は、条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換することについて定めるとともに、受領した情報は秘密として取り扱うこと、一定の場合には情報を提供する義務を課されないこと等について規定する。（第一条関係）

2　現行条約の不可分の一部を成す議定書３の次に３A及び３Bを挿入し、ベルギーの地方公共団体が課する租税に関する法令の規定の運用又は執行に関連する情報の交換は、両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意するものについて適用することを定めるとともに、銀行等が有する情報を入手するために、ベルギーの税務当局は、情報を開示させ、かつ、調査及び聴取を行う権限を有すること等について規定する。（第二条関係）

3　この議定書は、各締約国が効力発生に必要な国内手続を完了したことを確認する通告を他方の締約国に対し行い、遅い方の通告が受領された日の後三〇日目の日に効力を生ずる。（第三条関係）

◇投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定（条約第一二号）（外務省）

この協定は、投資の促進及び保護のための包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える旨定める。（第三条関係）

4　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する旨定める。（第四条関係）

5　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第五条関係）

6　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出する等の要求を課し、又は強制してはならない旨定める。（第六条関係）

7　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表する旨定める。（第七条関係）

8　各締約国の政府は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす規制を設定等する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める旨定める。（第八条関係）

9　各締約国は、自国の法令に従い、協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する旨定める。（第九条関係）

10　一方の締約国は、他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う旨定める。（第一〇条関係）

11　いずれの締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払、正当な法の手続等に従うことの条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない旨定める。（第一一条関係）

12　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第一二条関係）

13　一方の締約国又はその指定する機関による請求権代位について定める。（第一三条関係）

14　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する資金の移転が、延滞なく、かつ、自由に行われることを確保する旨定める。（第一四条関係）

15　両締約国間の紛争の解決について定める。（第一五条関係）

16　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決について定める。（第一六条関係）

17　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合等には、第一四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができること等について定める。（第一七条関係）

18　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができること等について定める。（第一八条関係）

19　この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせない旨定める。（第一九条関係）

20　この協定のいかなる規定も、一定の場合を除くほか租税に係る課税措置には適用しないこと及び租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼさないこと等について定める。（第二〇条関係）

21　合同委員会の設置等について定める。（第二一条関係）